

# 黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、次のとおり報告するものです。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任免

#### ① 採用試験の実施状況（令和6年4月採用分）

令和5年度採用者における試験内容は次のとおりです。

区 分	受験者	合格者
行政職（初級）	1人	1人
消防職（初級）	27人	7人

#### ② 採用者の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

令和5年度に採用した職員は次のとおりです。

区 分	競争試験	その他	計
消防職（初級）	5人	0人	5人

#### ③ 退職者の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

令和5年度に退職した職員は次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人
消 防 職	0人	0人	5人	2人	7人
技能労務職	0人	0人	1人	1人	2人
医 療 職	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	6人	3人	9人

### (2) 職員数

#### ① 職員の定数の状況（令和5年4月1日現在）

令和5年4月1日現在の職員数は次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	35人	28人
消防の事務部局	167人	151人
計	202人	179人

② 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年増減数	
部 門		令和4年度	令和5年度		
普通会計部門	一般行政部門	総 務	12人	12人	0人
		民 生	1人	1人	0人
		衛 生	15人	14人	△1人
	消防部門		149人	151人	2人
	小 計		177人	178人	1人
公営企業等会計部門	病院部門		1人	1人	0人
合 計		178人	179人	1人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

③ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職 種	令和4年度	令和5年度	対前年増減数
一般行政職	20人	20人	0人
消 防 職	149人	151人	2人
技能労務職	9人	8人	△1人
医 療 職	0人	0人	0人
合 計	178人	179人	1人

④ 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

職 種	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合 計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
行政職	*	*	*	*	5人	*	*	*	*	*	*	*	20人
消防職	5人	18人	19人	27人	19人	8人	7人	23人	16人	*	4人	5人	151人
労務職	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	8人
医療職	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0人

(該当者が3人以下の欄は\* (アスタリスク) で表示されています。)

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

令和4年度は、能力評価と業績評価で構成された人事評価を行っています。

職員が職務を通じて発揮した能力や業績を的確に把握し評価することで、職務行動の改善・能力開発・目的達成意識の向上等を図り、人材育成及び組織の活性化のために活用しています。

また、勤勉手当支給月（年2回）及び昇給対象月（年1回）に職員の勤務評価を行い、勤務評定に基づき、勤勉手当の成績率の決定や昇給するか否か及び昇給の号俸数等の決定を行っています。

## 3 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和5年度	2,527,048千円	54,611千円	1,217,006千円	48.1%	45.4%

#### (2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計当初予算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
令和6年度	177人	584,223千円	143,987千円	233,645千円	961,855千円	5,434千円

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当は含まれていません。

2 職員数は令和6年4月1日現在の人数です。

### 2 職員の平均給与月額、初任給の状況

#### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
黒川地域行政事務組合	39.4歳	280,530円	317,363円
宮城県	42.0歳	318,460円	421,616円
国	42.4歳	322,487円	404,015円(注3)

##### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
黒川地域行政事務組合	51.3歳	266,125円	296,707円
宮城県	53.1歳	302,996円	342,235円
国	51.2歳	286,942円	329,178円(注3)

##### ③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
黒川地域行政事務組合	35.5歳	265,306円	354,770円
宮城県	—	—	—
国	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「国」の区分における平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていません。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		黒川地域行政事務組合	宮城県	国
一般行政職 (消防職)	大学卒	185,200円	192,500円	185,200円
	高校卒	154,600円	159,600円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	157,400円	151,900円
	中学卒	136,200円	144,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	—	249,640円	—
	高校卒	205,500円	—	—
消 防 職	大学卒	239,400円	258,388円	293,067円
	高校卒	203,824円	230,796円	266,130円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	主事、技師	6人	30.0%	33.3%
2級	主任、技術主任	4人	20.0%	19.1%
3級	係長、主幹、技術主幹、主査、技術主査	1人	5.0%	9.5%
4級	課長、課長補佐、所長、副参事、技術副参事、主幹、技術主幹	3人	15.0%	14.3%
5級	課長、会計管理者、室長、所長、参事、技術参事	4人	20.0%	19.1%
6級	課長、室長、会計管理者	2人	10.0%	4.7%
計		20人	100.0%	100.0%

(2) 消防職の級別職員数 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	消防副士長、消防士	50人	33.1%	35.6%
2級	消防士長	37人	24.5%	20.1%
3級	消防司令補	26人	17.2%	16.3%
4級	消防司令	28人	18.5%	21.8%
5級	消防司令長	9人	6.0%	5.4%
6級	消防監	1人	0.7%	0.7%
計		151人	100.0%	100.0%

(3) 技能労務職の級別職員数 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	技術員	0人	0.0%	0.0%
2級	技術員	5人	62.5%	66.7%
3級	主任技術員	3人	37.5%	33.3%
計		8人	100.0%	100.0%

- (注) 1 黒川地域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 昇給への勤務成績反映状況

1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分(0号俸から8号俸)を決定することとしている。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒川地域行政事務組合	宮城県	国
1人あたりの平均支給額 (令和5年度) 1,275,649円	—	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6ヶ月以内の期間において勤務成績(業績、勤務態度、能力等)を適正に評価し、「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の区分に応じて理事会が成績率を決定する。

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

黒川地域行政事務組合			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置			その他加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (1%~45%加算)		

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		182,016円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		182,016円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 特別区	20%	—	20%
宮城県 多賀城市	10%	—	10%
宮城県 仙台市	6%	1人	6%
宮城県 名取市	3%	—	3%

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		3,306千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		30,615円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		60.7%	
手当の種類 (手当数)		4種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
出場手当 (水・火災)	消防職員	水、火災等の防ぎょ活動に従事した場合	1回につき200円
出場手当 (救急)	消防職員	救急業務に従事した場合 ただし、不搬送には支給しない	1回につき200円
高度救急処置手当	消防職員	救急救命士の資格を有する職員が、高度救急処置を行った場合	1回につき500円

防疫等作業手当	消 防 職 員	感染症又はその疑いのある患者を救護する作業 感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業	1日 300円
		新型コロナウイルス感染症又はその疑いのある患者に接して行う作業 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業	1日 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	23,537千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	192,528円
支給実績（令和4年度決算）	23,875千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	238,752円

(6) その他手当（令和5年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和5年度支給実績	支給職員1人当たりの平均支給年額
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 3 父母等 1人につき6,500円  ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	無	25,379千円	264,365円
住居手当	借家、借間に住居している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円) × 1/2 + 11,000円 (限度額 28,000円)	〃	〃	14,960千円	277,041円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 1箇月に要する運賃等（最も経済的かつ合理的なもの）で55,000円を限度として支給 2 自動車等の利用者（片道2km以上） 使用距離（片道）により、2,000円～31,600円	〃	〃	12,922千円	77,374円

管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づき支給 18,500円～41,500円	〃	〃	5,730千円	301,595円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	〃	〃	43,760千円	412,830円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	〃	〃	11,486千円	98,804円

(7) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額・報酬年額
給 料	助 役	月 額 513,300円
報 酬	理 事 長	年 額 138,500円
	理 事	年 額 130,500円
	議 長	年 額 132,000円
	副 議 長	年 額 129,000円
	議 員	年 額 127,000円
期 末 手 当	助 役	(令和5年度支給割合) 3.40月分
退 職 手 当	助 役	(算定方式) 給料月額×在職月数×26/100 (1期の手当額) 6,405,984円 (支給時期) 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48ヶ月)勤めた場合における退職手当の見込額です。



## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間

#### ① 理事会事務部局職員

職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間当たり38時間45分で、1日の勤務時間は次のとおりです。

区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
一般行政職等	8:30	17:15	12:00 から 13:00 まで

#### ② 業務課に勤務する職員の勤務時間区分表

適用職員	勤務区分	勤務時間		休憩時間
		始業時間	終業時間	
介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会に出席を命じられた職員	出席当日	8:30	20:30	12:00 から 13:00 まで 及び 17:15 から 17:30 まで
	出席翌日	8:30	14:15	

#### ③ 消防事務部局職員

区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
毎日勤務	8:30	17:15	12:00 から 13:00 まで
隔日勤務	8:30	翌日の8:30	1当務2時間30分 仮眠のための休憩時間帯（午後9時から翌日の午前6時まで）に通算し6時間

### (2) 年次有給休暇（令和5年1月1日から令和5年12月31日）

年間20日の年次有給休暇が付与され、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

区 分	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
一般行政職等	965日	377日	26人	14.5日	39.0%
消 防 職	5,558日	1,799日	140人	12.9日	32.4%

### (3) 病気休暇

職員が病気にかかり、又は負傷を受け、そのため療養を必要とするときには、療養のため休暇を取得することができます。

### (4) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関等の事故など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

### (5) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、6月の範囲内で介護休暇を取得できます。介護休暇により勤務しない期間は無給となります。

### (6) 育児休暇

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができます。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤続手当については、勤務しな

い期間に応じ減額されます。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

処分事由		処分の種類					
		降任	免職	休職	降格	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	地公法第28条第1項2号 地公法第28条第2項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項3号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項4号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項2号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計		0人	0人	0人	0人	0人	0人
地公法第28条第4項により失職した者		0人	0人	0人	0人	0人	0人

### (2) 懲戒処分（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し快復を図るために行われる処分です。

処分事由		処分の種類					
		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項2号	0人	0人	0人	0人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項3号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計		0人	0人	0人	0人	0人	2人

## 6 職員のサービスの状況

### (1) サービス制度の概要等

法第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされており、下記の義務や制限が定められています。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第 31 条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法第 32 条
信用失墜行為の禁止	法第 33 条
秘密を守る義務	法第 34 条
職務に専念する義務	法第 35 条
政治的行為の制限	法第 36 条
争議行為等の禁止	法第 37 条
営利企業等の従事制限	法第 38 条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、人事委員会が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがあります。また、営利企業への従事に関しては、許可基準を設け運用しています。

## (2) 職員の営利企業等従事許可の状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法に基づき任命権者の許可が必要です。

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則に定める地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業他）	7 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	0 件

## 7 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修

#### ① 理事会事務局

研 修 名	研修場所	実施年月	受講者数	
階層別研修	一般職員研修Ⅱ	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 6 月	1 人
	監督者研修Ⅰ	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 7 月	1 人
	管理者研修Ⅱ	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 7, 8 月	2 人
	管理者研修Ⅲ	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 8 月	1 人
実務研修	契約事務研修	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 6 月	4 人
	会計学基礎研修	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 12 月	1 人
法務・政策研修	条例・規則作成研修(基礎)	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 5, 6 月	3 人
	条例・規則作成研修(実践)	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 8 月	2 人
	民法研修(物件・債権編)	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 6 月	1 人
ステップアップ研修	クレーム対応研修	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 5 月	1 人
	CS 理論と接客指導者養成研修	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 5 月	1 人
	後輩がぐんぐん伸びるティーチング・サポーター・コーチング講座	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 9 月	2 人
	コミュニケーション研修	宮城県市町村職員研修所	令和 5 年 12 月	1 人
	タイムマネジメント研修	宮城県市町村職員研修所	令和 6 年 1 月	3 人

東北六県 管理・監督者研修	危機管理コース	東北自治総合研修センター	令和5年11月	1人
	公務員のための人材マネジメントコース	東北自治総合研修センター	令和5年11月	1人
	マスメディア対応コース	東北自治総合研修センター	令和6年1月	2人
職場内部研修	コミュニケーション研修	組合事務所 他	令和5年9月	73人
	アンガーマネジメント研修	組合事務所 他	令和6年2月	38人
	公務員としての心構え	組合事務所 他	令和5年4月	5人
	人事評価研修	組合事務所 他	令和5年8・9月	62人
計			206人	

## ② 消防事務部局

研修名	研修場所	実施年月	受講者数
救命救急士養成(第64期, 第65期)	救急救命士東京研修所	令和5年4月～9月 令和5年8月～令和6年3月	2人
消防大学校専科教育救助科	消防大学校	令和5年4月～6月	1人
第27期初任総合教育	宮城県消防学校	通年	5人
専科教育警防科(第10期)	宮城県消防学校	令和5年11月	2人
専科教育予防査察科(第11期)	宮城県消防学校	令和5年12月	2人
専科教育火災調査科(第12期)	宮城県消防学校	令和6年1月～2月	2人
幹部教育中級幹部科(第33期)	宮城県消防学校	令和5年12月	1人
特別教育通信指令員教育講習	宮城県消防学校	令和5年10月	2人
特別教育救助隊員再教育講習	宮城県消防学校	令和5年11月～12月	2人
特別教育救急救命士再教育講習	宮城県消防学校	令和5年12月	1人
特別教育救急隊員再教育講習	宮城県消防学校	令和5年11月	1人
特別教育女性消防吏員特別講習	宮城県消防学校	令和5年11月	2人
消防・救急緊急自動車運転技能者研修	安全運転中央研修所(茨城県)	令和5年9月～10月	1人
計			24人

## 8 職員の福祉及び利益保護の状況

### (1) 職員の福祉

#### ① 健康診断実施状況

区分	理事会部局等	消防部局	受診者数
定期健康診断(人間ドック含む)	27人	139人	166人
胃がん検診(人間ドック含む)	19人	86人	105人
子宮がん検診	2人	3人	5人
乳がん検診	2人	0人	2人

#### ② 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が各種給付事業や福祉事業を行っています。

③ 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものです。

**(2) 職員の利益保護**

職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

①勤務条件に関する措置の要求状況

継続件数	措置要求件数
0 件	0 件

②不利益処分に関する不服申立状況

継続件数	措置要求件数
0 件	0 件